

鶴ヶ島市いじめ防止等基本方針

平成26年4月

鶴ヶ島市

目次

はじめに	1
1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
① 市基本方針策定の意義	1
② 市基本方針の基本理念	1
③ いじめの定義	2
④ いじめ防止等に関する基本的考え方	2
⑤ いじめ防止等の対策のための組織	3
2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	4
① 実施すべき基本的な施策	4
② 重大事態への対処	5
その他	7

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童又は生徒（以下「児童生徒」といいます。）に心身の苦痛を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険をもたらすおそれがあるものです。

鶴ヶ島市は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴ヶ島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」といいます。）を策定します。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

① 市基本方針策定の意義

いじめの問題への対応は、これまでも様々な取組が行われてきましたが、いまだ、いじめを背景として、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめの問題への対応力は、鶴ヶ島市の教育力と市民の成熟度の指標です。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定するような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子供に影響を与えていることも考えてみる必要があります。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。子供を取り囲む一人一人の大人がそれぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、市基本方針を策定します。

② 市基本方針の基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題です。「どの学校、どのクラス、どのグループ、どの子供にも起こり得る」との共通認識の下、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする対策を推進する必要があります。

また、いじめが、いじめを受けた児童生徒に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解し、自らいじめの防止に取り組むような対策を行う必要があります。

さらに、市、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係機関は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識した上で、連携し、協力していじめの問題を克服していかなければなりません。同時に、いじめの問題に取り組む中で、「一人前の社会人」になるための「生きる力」を育てていくことも大きな目的であることを共通の認識として持つ必要があります。

③ いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、その児童生徒と学校の内外を問わず、一定の人的に関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、特定の教職員のみによることなく「いじめ対策委員会」等を活用して、組織的に行う必要があります。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあります。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察と連携した対応をとる必要があります。

④ いじめ防止等に関する基本的考え方

1 いじめの未然防止

いじめの問題をより根本的に克服するためには、事後対応ではなく未然防止の取組が、問題対応ではなく健全育成型の取組が重要です。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、規範意識や自治意識等の育成が必要です。さらに、苦しいことやつらいことに耐える力や切り抜ける力を育て、自己有用感を持てるような学校生活をつくっていかねばなりません。

また、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を

広め、地域及び家庭と一体となって取組を推進することが必要です。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。児童生徒のささいな変化に気づくためには、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、積極的にいじめを認知することが重要です。

また学校や市は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等の体制を整えるとともに、家庭及び地域と連携して児童生徒を見守りながら、早期にいじめを発見することが必要です。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する必要があります。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては、関係機関との連携も必要です。

4 地域及び家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域及び家庭が組織的に連携し、協働する体制を構築する必要があります。大人一人一人の役割と責任の自覚が求められます。

5 関係機関との連携について

いじめの問題の事案によっては、埼玉県教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要です。

⑤ いじめ防止等の対策のための組織

1 教育委員会の附属機関による調査等

教育委員会に附属機関を設置し、重大事態の調査等を行うものとします（いじめ防止対策推進法第14条第3項）（条例設置）。構成員は弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等とします。

2 学校のいじめ対策委員会

学校におけるいじめ防止等の対策を組織的に行う中核として学校

に「いじめ対策委員会」を置きます(いじめ防止対策推進法第22条)。
いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭の中から学校の実情により充てます。

個々の事案により、学級担任や部活動の顧問等に参加させ、また必要に応じて外部の専門家等(心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域支え合い協議会の方等)の参加を得て対応します。

3 市長の附属機関による再調査

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要と認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行います(いじめ防止対策推進法第30条第2項)。また、この再調査の結果については、議会に報告します。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

① 実施すべき基本的な施策

1 いじめの未然防止(健全育成型の取組)

- ① 未就学児童の子育て及び教育を支援します。特に、保護者の子育ての悩みに対する相談活動の体制を整備します。
- ② 幼・保・小・中連携の活動を支援します。
- ③ 学校教育を支援します。
 - (1) 安定した教育秩序を形成し、維持するための活動支援
 - (2) 特別活動(学級活動、行事、児童会及び生徒会活動、部活動、体験活動等)、道徳教育、人権教育、生徒指導等の充実支援
 - (3) 確かな学力を身につけさせる取組の支援
 - (4) いじめを防止することの重要性を理解させ、児童生徒のいじめ防止のための自主的・自発的な活動支援
- ④ 図書館と学校との連携を強化し、読書活動の充実を図ります。
- ⑤ 社会教育課、市民スポーツ課、公民館、児童館等の事業に児童生徒の積極的な参加の支援をします。

2 いじめの早期発見

- ① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備します。
- ② いじめを早期に発見するための定期的調査の実施を支援します。

- ③ いじめ防止等のための対策に関する研修を充実させます。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。
- ⑤ 鶴ヶ島市発達障害支援庁内会議を充実させます。

3 いじめへの対処

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ対策委員会」の設置を支援します。
- ② 重大事態に適切に対処します。（「**2** 重大事態への対処」参照）
- ③ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。
- ④ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

4 地域や家庭との連携について

- ① 学校と地域及び家庭が組織的に連携するために、学校応援団等の活動を支援します。
- ② 家庭の教育力の向上のため、保護者に対する啓発活動を強化します。
- ③ 市全体でいじめを許さない気運を醸成します。特に、埼玉県「いじめ撲滅強調月間（11月）」との連携を強化します。
- ④ 地域支え合い協議会、青少年健全育成推進協議会等の活動を支援します。
- ⑤ 関係機関との連携について
 - (1) 西入間地区学校警察連絡協議会と連携します。
 - (2) 鶴ヶ島市要保護児童等対策地域協議会と連携します。

2 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

1 重大事態の内容

- ① 自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席等
- ② 児童生徒や保護者から、上記①の事態に至ったと申出があったとき。

2 重大事態の報告

学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は市長に報告します。

3 調査の主体及び組織については、教育委員会が判断します。

4 学校が主体となる場合は、いじめ対策委員会を活用し、教育委員会が主体となる場合は附属機関を活用するものとします。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要があります。

教育委員会又は学校において、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要です。そのため教育委員会及び学校は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

6 調査結果の提供及び報告

① 教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に適切な情報の提供及び調査結果の報告をします。

② 教育委員会は調査結果を市長に報告します。

市長は、必要があると認めたときは、附属機関を設けて調査を行う等により再調査を行います。

7 重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生防止

教育委員会及び学校は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生防止のために次のような措置を講じます。

① 指導主事の派遣や県教育委員会への人的派遣要請、外部専門家の配置等。

② 必要な教育予算を確保します。

③ 学校での取組を全面的に支援します。

④ マスコミ等のメディアに対応します。

8 重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行います。

❖その他❖

- 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況を確認し、ホームページなどで公開します。
- 2 市基本方針及び学校いじめ防止基本方針が実情に即してきちんと機能しているか点検し、必要に応じて見直します。
- 3 学校評価、教員評価にいじめ防止等の対策が生かせるよう、必要な指導及び助言を行います。